

行政手続法に係る審査基準等の公表に伴う適正な対応について

平成6年9月28日

山口警務第1119号

第1 審査基準等の意義等

1 審査基準

- (1) 審査基準は、法律及び法律に基づく命令（政令、府省令等）を根拠として行政庁が行う許認可等の申請に対する基準を、行政庁が法第5条第1項の規定により設定するものである。
- (2) 審査基準は、許認可等を付与する権限を有する行政庁である山口県公安委員会、山口県警察本部長、警察署長及び高速道路交通警察隊長において定めるものであり、その基準は別に作成する「審査基準等一覧表」（以下「一覧表」という。）に定めるとおりとする。ただし、判断基準が各法令の定めにくくされている処分等についてはこの限りでない。

2 標準処理期間

- (1) 「標準処理期間」とは、申請が法令に定められた提出先機関の事務所に到着してから当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安として定められるものである。
- (2) 標準処理期間の算定に当たっては、次の期間は含まれないので、その取扱いに留意すること。
 - ア 標準処理期間は、適法な申請の処理を前提に定めるものであり、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間は含まれない。
 - イ 適正な申請の処理に際しても、申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間及び審査のために必要なデータを追加することとなった場合に要する期間は、標準処理期間に含まれない。
- (3) 標準処理期間は、一覧表に定めるとおりとする。ただし、標準処理期間が各法令の定めにくくされている場合等についてはこの限りでない。

3 処分基準

- (1) 処分基準は、法律及び法律に基づく命令（政令、府省令等）を根拠として行政庁が行う不利益処分に対する基準を、行政庁が法第12条第1項に基づき設定するものである。
- (2) 処分基準は、一覧表に定めるとおりとする。ただし、処分基準が法令の定めにくくされている処分等についてはこの限りでない。

第2 審査基準等の公表

- (1) 公表（備付け）開始年月日
平成6年10月1日
- (2) 審査基準等の公表方法
審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）

の公表方法は、山口県警察がインターネット上に開設するホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に一覧表を掲載するとともに、第3に定めるところにより備え付けた一覧表を一般の閲覧に供する方法とする。

(3) 公表手続等

ア 公表手続

(ア) 審査基準等を主管する所属の長（以下「主管課長」という。）は、審査基準等を定めたときは、当該審査基準等の電磁的記録及び当該電磁的記録を用紙に出力したものを添えて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警務部警察県民課長（以下「警察県民課長」という。）に提出するものとする。

(イ) 警察県民課長は、(ア)の規定による提出を受けたときは、速やかに公表に係る手続を行うものとする。

イ 公表の取消手続

(ア) 主管課長は、審査基準等を廃止したときは、その旨を警務課長及び警察県民課長に報告するものとする。

(イ) 警察県民課長は、(ア)の規定による報告を受けたときは、速やかに公表の取消しに係る手続を行うものとする。

ウ 更新手続

(ア) 主管課長は、審査基準等を改正したときは、当該審査基準等の電磁的記録及び当該電磁的記録を用紙に出力したものを添えて、警務課長及び警察県民課長に提出するものとする。

(イ) 警察県民課長は、(ア)の規定による提出を受けたときは、速やかに更新に係る手続を行うものとする。

(4) 公表及び公表に係る対応の留意点

ア 許認可等の申請があった場合においては、保留、預かるといった措置をとることは許されず、当該申請について補正を求める（審査を継続する）のか、又は当該申請により求められた許認可等を拒否する（審査を打ち切る）のか、いずれの態度をとるのかを申請者に対して速やかに明らかにしなければならない。

イ 申請の処理に際しては、標準処理期間が申請の処理の目安として定められており、当該期間の経過をもって直ちに「不作為の違法」に当たるというものではないが、法第9条第1項の趣旨に沿って申請の審査の進行状況及び処分の時期の見通しを示す等適切な対応に努めるものとする。

ウ 不利益処分に対する処分基準の設定については、一般に処分に関する行政庁の裁量が比較的広く、また、処分の原因となる事実の反社会性や処分の名あて人となるべき者の情状等を個別の事案ごとにどう評価するのかといった問題、公にすることにより脱法行為を助長し得るものがあるなどから努力義務として規定されているところであるが、

処分基準を公にできない場合においては、その理由を申請者等に説明できるようにしておかなければならない。

エ 審査基準等を定めない処分については、審査基準等の照会がなされた場合にこれに応じて審査基準等を提示することができないことがある。このような場合には、審査基準等を定めないこととした理由を教示し、理解を求めること。

第3 一覧表の備付け

1 一覧表の種類

一覧表は、次の4種類とする。

- (1) 山口県公安委員会が行政庁となる審査基準等一覧表
- (2) 警察本部長が行政庁となる審査基準等一覧表
- (3) 警察署長が行政庁となる審査基準等一覧表
- (4) 高速道路交通警察隊長が行政庁となる審査基準等一覧表

2 一覧表の備付け

一覧表は、行政庁ごとに編冊し、警察本部の情報公開窓口に備え付けるものとする。